

Q 指定管理者条例が必要

A 当面は個別条例で対応



川原 清 議員



▲さまざまな催しが開かれているふるさと交流館

Q1

公共施設の指定管理者制度が実施されるが、法律では株式会社・NPO法人など全ての民間団体が参入できる。

村民の福祉向上のために建設した施設が今後は利潤追求の手段に変わり得る。よって一定の歯止めやルールが必要と思われるがいかがか。

①法には不備があり全体的な総合基本条例が必要と思われる。
②兼職禁止条項を加えるべきである。

③監査権限の強化を図り情報公開を義務づけるべきである。

④公募の場合は審査する住民と学識経験者で構成する選定委員会（仮称）をつくるべきである。

⑤公平性と公益性を重視した運営を義務づけるなどを盛りこむべきである。

A1

①昨年制定した「滝沢村公の施設に係る指定管理者制度の指定手続等に関する条例」を総合基本条例と位置付けています。

②兼職禁止条項は請負ではないので設けておりません。

③監査については設けています。情報公開については必要な措置を講じます。

④選定委員会については6人で構成し設置をしています。

⑤公正・公益性については遵守する義務があり村としても指導していきます。

総合窓口化の経過は

Q2

18年以降に総合窓口化（ワンストップサービス）の実施を約束したがその経過は。

A2 組織機構改革にあわせ窓口事務を再編し、一階に集約します。